

犯罪被害者等基本計画骨子案(5)について

(社)被害者支援都民センター

大久保 恵美子

(2) 民間の団体への支援の充実(17頁)について、以下のとおり、修正すべきである
と考える。

ア 警察、法務省、文部科学省及び厚生労働省において、犯罪被害者等の支援
を行う民間の団体への人的、財政的支援の充実に努めるとともに、それらの団
体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関す
る講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。[警察庁、法
務省、文部科学省、厚生労働省]

イ ~~法務省、文部科学省及び~~国土交通省において、犯罪被害者等の支援を行う
民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の
研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。
[~~法務省、文部科学省、~~国土交通省]

(理由)

民間支援団体には、残念ながら専門的知識を有する者が皆無に近く、[現状認
識]にもあるとおり、民間による犯罪被害者等に対する支援の現状については、
犯罪被害者等の多様・多量のニーズに比べ、質、量ともに大きく不足しており、大
幅な拡充が必要である。

民間支援団体としても、ボランティア相談員、構成員等の質的向上を図るため、
関係省庁等の支援も受けて、研修等を行ってはいるものの、直ちに大幅な質的向
上を図ることは難しく、犯罪被害者等の多様・多量のニーズに対して必ずしも満足
のできる支援を行えていないのが現状である。

民間支援団体のボランティア相談員、構成員等の質的向上がまだまだ不十分な
現状においては、前回の検討会でも発言したように、民間支援団体に当該分野の
専門家を派遣することや、民間支援団体がアドバイザーとして当該分野の専門家
と提携できるようにするなどの人的支援が必要不可欠である。

人的支援を受けた民間支援団体が人件費や提携料等を負担しなくてもよいと
いう意味では、財政的支援に含まれると理解していたが、人的支援の点をより明
確にするため、「人的支援」という言葉を骨子案に是非とも入れていただきたい。

犯罪被害者等基本計画案(骨子)について

(社)被害者支援都民センター
大久保 恵美子

基本方針・重点課題・計画期間

第2 重点課題

[5つの重点課題]

精神的・身体的損害の回復・防止について(2頁)

単に「防止」とあると、犯罪被害者等のことを理解していない一般国民からすれば、「再被害の防止」の意味は含まれても、「二次的被害の防止」の意味が含まれていないようにも読めるので、誤解を与えないように骨子案の文言を修正していただくのが適当であると思う。

重点課題に係る具体的施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

(14)法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進
(13頁)について

法科大学院における犯罪被害者等への教育は大切であるが、裁判官、検察官、弁護士を養成する司法研修所においても、犯罪被害者等への教育が必修科目として実施されるように骨子案の文言を修正していただくのが適当であると思う。

2 安全の確保

(2)犯罪被害者等に関する情報の保護(16頁)、ア、イについて

検討会でも発言したとおり、犯罪被害者は、たとえ加害者が暴力団関係者等でない場合でも、被害後、絶えず、加害者等からお礼参りや嫌がらせをされるのではないかとという恐怖、不安感に悩まされている。被害者にとって、加害者やその関係者に名前や住所等を知られることは耐え難いことで、加害者等に名前や住所を知られたくないために、告訴や被害届の提出を躊躇する被

害者も大勢いる。

被害者としては、加害者等に自らの名前や住所を絶対に知られたくないと考えているが、骨子案のア、イでは、結局、加害者側弁護士や裁判所の理解、協力が得られない場合には、被害者の氏名、住所等が加害者に秘匿することができないようにも読め、弁護人の協力の有無等にかかわらず、被害者の氏名、住所等を絶対的に秘匿できる制度の導入を検討会の段階で放棄しているようにも読める。

被害者の氏名、住所等を絶対的に秘匿する制度の導入も可能なように骨子案の文言を修正していただきたい。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(17) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた加害者処遇の充実への適切な矯正教育の促進(25頁)

骨子案は、あくまで被害者への支援、保護のためのものであり、「加害者処遇の充実」というのは表現としてふさわしくないと思うので、上のように修正していただきたい。